

## 10. 用語解説

※1	PDCAサイクル	PDCAサイクルとは、Plan/Do/Check/Actの頭文字を揃えたもので、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Act)の流れを次の計画に活かしていくプロセスのこと。 この4段階を順次行って1周したら、最後のActを次のPDCAサイクルにつなげ、螺旋を描くように1周ごとにサイクルを向上(スパイラルアップ、Spiral Up)させて、継続的に業務改善する。
※2	財政調整基金	経済事情の著しい変動や災害等の緊急事態による財源不足に備えて積み立てをしている貯金のこと。
※3	実質公債費比率	借入金(地方債)の返済額等の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す比率のこと。 18%以上になると地方債を発行する際に許可が必要になり、25%以上になると地方債の発行が制限され、財政健全化団体に指定される。
※4	特別職報酬等審議会	特別職(議員や市長など)の報酬や給与を審議するために条例で設置される機関。社会経済情勢、一般職の給与改定状況や他自治体の動向などを参考に特別職の適正な報酬額等について審議するために、必要に応じて開催する。
※5	市民参加型まちづくり1%システム事業	市民税の1%相当額を、各種団体などに対する助成費として支援し、市民参加型まちづくりを実現することを目的とするもの。 地域の課題解決や活性化につながる公益性のある事業を補助の対象とし、応募された事業は「まちづくり1%システム審査委員会」において審査する。
※6	市民参画担当チーム	市民との情報共有を促進し、市民参画・市民との協働のための土台づくり、市民の声に応える開かれた市役所作りを進めることを目的とした担当組織。
※7	公募可能な審議会等	公募委員の選任ができない(適当でない)審議会等を除いたもの。 公募委員の選任ができない(適当でない)審議会等とは、 ①法令または条例等の規定に基づき、特定の職に就く者を委員に充てるとされているもの。 ②行政処分に係る審議等を行なうもの。 ③個人情報保護、秘密の確保、中立・公正の確保の必要があるもの。 ④きわめて高度な専門知識又は特殊な資格若しくは免許を必要とするもの。 ⑤設置目的及び所掌事項に照らし、公募が適当でないと認められるもの。
※8	ミラーサイト	市ウェブサイトの内容を複製したソフトで、市ウェブサイト障害が発生したときに切り替えてバックアップとして利用できるサイト。
※9	自治基本条例	自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び市長の責務、行政運営の基本原則等を定めた条例。

※10	マルシェ	フランス語で「市場」のこと。
※11	農商工連携	農林水産業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発等に取り組むこと。
※12	集落営農組織	集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が、農業生産を共同で行い営農活動をする団体のこと。
※13	シティプロモーション	弘前市の魅力を創造し、それを国内外に広めることで、都市イメージを確立すること、魅力的なブランドに育て、観光客や転入者を増やすこと、市民に弘前市への愛着と誇りを根付かせることを目的に事業を推進する。
※14	コミュニティビジネス・ソーシャルビジネス	地域住民が、地域資源を活用して、地域におけるさまざまな課題・問題を解決するために、事業(ビジネス)手法を用いて活動するもの。
※15	レトロモダン	「新しさの中にどこか懐かしさを感じさせる」又は「古いものが逆に新しさを感じさせる」さま。
※16	景観計画	景観法に基づき、景観行政団体が策定する計画で、良好な景観の形成に関する方針や行為の制限等を定めるもの。弘前市は、平成24年6月施行をめどに作業を進めている。 「景観行政団体」とは、景観法に規定する良好な景観形成を推進するための具体的な施策を実施できる地方公共団体のこと。
※17	中心市街地活性化基本計画	中心市街地の活性化に関する法律に基づき、中心市街地の活性化に関する施策を総合的・一体的に推進するための基本的な計画。弘前市の計画は、平成20年7月に内閣総理大臣の認定を受けている。
※18	歴史的風致維持向上計画	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を推進するための計画。弘前市の計画は、平成22年2月に国(文部科学・農林水産・国土交通各大臣)の認定を受けている。 「歴史的風致」とは、地域における固有の歴史や伝統を反映した人々の活動と、活動が行われる歴史上価値の高い建造物及び周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境のこと。
※19	景観重要建造物	良好な景観の形成に重要な建造物について、その保全を図るため、景観計画の方針に即して景観行政団体の長が指定するもの。
※20	アセットマネジメント	橋りょう・トンネル・舗装・上下水道施設・河川構造物・電力設備等の公共施設を資産ととらえ、その損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行う概念。
※21	ファシリティマネジメント	企業・団体等が組織活動のためファシリティ(経営資源)を総合的な判断のもと、最も有効に企画・運営・活用し組織の目的を達成する経営活動。

※22	MICS事業	MICS:Ministries Intelligence Complete System 汚水処理施設共同整備事業 生活排水処理に関する事業は、公共下水道、農業集落排水事業、合併浄化槽事業などにより実施されており、し尿汚泥や浄化槽汚泥も下水処理場で一括して共同処理する事業。
※23	ライド・トゥー・パーク	マイカーや電車、観光バス等で弘前公園を訪れようとする市民や観光客が、駅や土手町周辺の駐車スペースから、中心市街地を通過して移動することの意味の造語。 これにより、中心市街地のにぎわいを図ろうとするもの。
※24	ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍・老若男女といった違いを問わずに利用することができる施設・製品等のデザインのこと。
※25	福祉除雪	高齢者や障害者など、自ら除雪を行うことが困難な世帯のために、地域住民の助けあいによるボランティア除雪などを行うもの。
※26	通学路スクラム除雪	除雪機械の貸し出しにより、町会やPTAなどが通学路(歩道)の除雪を行い、児童の交通安全を図るもの。
※27	都市計画マスタープラン	都市計画法に基づき、市の都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、土地利用の規制・誘導、都市施設の整備など都市づくりの指針となるもの。
※28	やさしい日本語	災害が起きたときに、外国人が情報弱者にならないようにするために考え出された、簡単でわかりやすい日本語のこと。「Easy Japanese」ともいう。友人との待ち合わせ(時間や場所を決める)ができた、自分の欲しいものを説明して買い物ができたりする程度の日本語能力があれば理解できる日本語のことで、おおむね、外国人のための日本語能力試験3級程度の2000語で作られている。
※29	パブリックコメント	公的機関が計画などを策定しようとするときに、広く公(=パブリック)に、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続をいう。
※30	やさしい街「ひろさき」づくり 地区カルテ作成モデル事業	計画の実効性を高めるため、モデル地区における課題や問題点を抽出したカルテを作成し、それに対する具体的な取り組みを検討する。
※31	PFI	Private-Finance-Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)の略。 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術力を活用し、効率的かつ効果的に質の高いサービスの提供を行う手法。
※32	インフラ	インフラストラクチャー(Infrastructure)の略。 産業や生活の基盤として整備される施設(社会資本)のこと。

※33	FM	Facility Management (ファシリティ・マネジメント)の略。 企業・団体等が組織活動のためファシリティ(経営資源)を総合的な判断のもと、最も有効に企画・運営・活用し組織の目的を達成する経営活動。
※34	指定管理者制度	多様化する住民ニーズに、より効率的・効果的に対応するため、体育施設や交流センターなど公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの。
※35	エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学合成農薬使用低減技術を一体的に導入する計画を立て、県の認定を受けた農業者の愛称のこと。
※36	エスコ事業	エスコとは、エネルギーサービスカンパニー (Energy Service Company)の略であり、施設内における省エネルギーに関する技術提案、改修指導、効果の検証、保守管理等のサービスを包括的に提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現する事業。
※37	インハウスエスコ事業	インハウス(組織内)において、エスコの仕組みを用いて事業を展開する事業。
※38	放課後児童健全育成事業 (なかよし会)	放課後や土曜日、長期の学校休業日に共働きなどで家庭において適切な保護を受けられない小学校1年生から3年生の児童を、保護者に代わって児童館・児童センターのない小学校区ごとに児童を保護育成する事業。
※39	子育て支援センター	地域の子育てを応援するための事業を行う場所。専任の職員が常駐し、家庭で保育している保護者と子どもが自由に遊んだり交流することのできる場所の開放、子育てに関する相談や、情報の発信、講座などを行う。
※40	ひろば型子育て支援センター	常設のつどいのひろばを設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取り組みを実施するもの。公共施設の空きスペース、商店街空き店舗、民家、アパート等において、子育てに関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(保育士資格は必要ない)を2名以上配置し、週3日以上、1日5時間以上開設。
※41	児童館・児童センター	18歳未満の児童が遊びやスポーツを通じて友達の輪を広げ、明るく健やかな児童の育成と体力の増進を図ることを目的とした施設。
※42	学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム	高等教育機関のさらなる魅力と質の向上を高めるとともに、教育・文化・観光産業・医療の振興などの分野を通じて、地域の自立と発展に向け一層の貢献を図っていくことを目指し、市内の6高等教育機関の連携により平成19年10月22日に設立された組織。
※43	T・T(ティーム・ティーチング)	複数の教員が役割を分担し、協力しながら授業を行う指導方法のことで、これまでの1学級(教科)担任制では充分とは言えなかった、児童生徒一人ひとりの実態に応じた指導が行われる。

※44	ALT	外国語指導助手(ALT:Assistant Language Teacher)のこと。 外国語を母国語とする外国人を教育委員会から学校に派遣し、学校教員が行う中学校の英語の授業や小学校外国語活動等の授業を補助する。
※45	JET	日本人英語教師(JET:Japanese English Teacher)のこと。ここでは、日本人の英語活動支援員のことを指す。 教育委員会から小学校に派遣し、教員が行う小学校の外国語活動や国際理解教育等の授業を補助する。
※46	HPV	HPVとは、ヒトパピローマウイルスの略称。(子宮頸癌等の原因になるウイルス)
※47	介護相談員派遣等事業	市から派遣された介護相談員が特別養護老人ホームなどを訪問し、利用者やその家族から介護サービスに関する疑問や不満を聴き、サービス提供事業者との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上を図ることを目的とするもの。 介護相談員は、市が公募し、事業活動の実施にふさわしい人格と熱意を有する市民の中から市長が委嘱する。
※48	定住自立圏構想	地方圏において安心して暮らせる地域を形成するため、中心市と周辺市町村が相互に連携・協力しながら、生活に必要な生活機能を確保して魅力あふれる地域の形成を進めて人口の定住を促進するもの。
※49	中心市宣言	中心市が、連携する意思を有する周辺市町村の意向に配慮しつつ、地域全体の中心的な役割を担う意思等を公表すること。
※50	定住自立圏形成協定	中心市と周辺市町村が、1対1で連携する取り組みについて、それぞれの議会の議決を経て定める協定。
※51	周辺市町村	中心市(人口が5万人程度以上で、昼間人口を夜間人口で除した数値が1以上の都市)と近接し、経済、社会、文化又は住民生活において密接な関係を有する市町村。
※52	定住自立圏共生ビジョン	定住自立圏形成協定の締結により形成された圏域全体における、将来像や連携して推進する具体的取組を記載したもので、取組の関係者等で構成する懇談会での検討を経て策定される。
※53	合併戦略プロジェクト	市町村合併にあたり策定した新市建設計画において、新市の一体性の確保と地域の均衡ある発展という観点から、特に重要なものとして掲げた事業のこと。
※54	能力評価	職員がその職務を遂行するにあたり発揮した能力並びに執務に関連して見られた職員の性格、適性等を把握した上で行われる勤務成績の評価のこと。
※55	業績評価	職員がその職務を遂行するにあたり挙げた目標に対する業績を把握した上で行われる勤務成績の評価のこと。

※56	エリア担当制度	市職員が通常の業務とは別に「地域の担当者」として、行政の立場から地域とのパイプ役となり、地域づくりについての助言や協力、広報広聴活動等により地域活動(町会活動)を支援する仕組みのこと。
-----	---------	--